



時事寸考

施設長・医師の吉田晴彦です。前回お書きした、国立感染症研究所のインフルエンザ流行レベルマップでは、第9週(2/23~3/1)で東京都が白色になりました。この文章を書いている時点での最新情報(第10週:3/2~3/8)では北海道・北東北などにまだ警報が残っていますが、このシーダ・ウォーカーが配られる頃には全国的に流行は終焉していると思います。

それに代わって始まっているのが春の花粉症ですね。花粉症は春に限るものではなく、夏にはイネ科植物、秋にはブタクサやヨモギなどによる花粉症が生じますが、患者数が多いのはやはりスギ・ヒノキによる春の花粉症でしょう。関東地方ではスギ花粉は2~4月、ヒノキ花粉は4、5月に飛散します。日本気象協会 tenki.jp は2015年の予想を発表していて、関東地方のスギ花粉ピークは3月上旬~中旬、ヒノキ花粉のピークは4月中旬のようです。また、花粉の飛散数は前年夏の気象条件の影響を受けますので、気温が高く日照時間が長く、降水量が少なかった場合に翌春のスギ・ヒノキ花粉の飛散数が増えます。関東地方の予測飛散数は対前年比230%、対例年比90%と予測されています。つまり例年並みということですが、例年は飛散が少なかったのですね。

このシーダ・ウォーカーが配布される時点ではスギ花粉のピークは過ぎていきますので今更ではありませんが、花粉症について少し調べてみましょう。マスクは鼻に入る花粉を5分の1~6分の1に減らし、メガネは目に触れる花粉を2分の1~3分の1に減らすそうです。これでどれだけ効果があるかは患者さんの方が詳しいと思います。インターネットを見ると上記の日本気象協会や厚生労働省の他にも、多くの製薬会社が花粉症関連のホームページを開設していて、かなり力を入れています。それだけ花粉症の薬に需要があるということですが、薬は早めに服用を開始した方が良いという話があります。その分、薬が多く使われることにはなりますが、根拠がない訳ではなく、鼻粘膜の炎症性変化を予防することによってその後の症状を抑えるという訳です。

口腔アレルギー症候群という病態が注目されています。野菜果実過敏症とも呼びますが、特定の野菜や果物を食べた時に、口唇・舌・のどにかゆみ、浮腫もしくは痛みが生じる病態で、野菜や果物に含まれる特定の物質に対するアレルギー反応です。重症の場合は全身蕁麻疹、喘息さらにはアナフィラキシーショックを起こす可能性もあります。花粉症の方にこの口腔アレルギー症候群の発生が多いことが知られています。花粉と野菜・果物に含まれる物質が同じものと免疫系に認識され、アレルギー反応が起きます。北海道のシラカンバ花粉症に特に多いようですが、スギ花粉症でも生じるようですので上記のような症状が起きた場合は注意してください。

イベント・コンサート ※内容等、変更となる場合がございます。

- 3月28日(土) ころ癒すハーモニー&魅惑のフラダンス
【コナ・アイランズ&フラ・ハイビスカスの皆さん】
- 3月31日(火) ピアノ連弾コンサート
【ピアノ DUO*MUSEのお二人】
- 4月23日(木) ジャズコンサート
【甲斐久仁江さん・渡辺庸介さん・鈴木史門さん】
- 4月25日(土) スプリングコンサート(男声4部コーラス)
【TMWの皆さん】



介護老人保健施設 シーダ・ウォーク
〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9
TEL.03-5311-6262(代) FAX.03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>
2015年3月25日発行 vol.94 編集:島田・藤山・大島

栄養科より今月の一押しメニュー

4月の行事食は、4/5(日)昼食の“いなり寿司&太巻き”です。粥食の方には、“全粥と和風ハンバーグの野菜あんかけ”をご用意します。その他、4/3(金)には“桜ご飯”、4/16(木)には“筍ご飯”など春らしい旬の食材を用いた献立を予定しています。



季節感を楽しみながら、バランスの良い食事をお召し上がりいただき、元気にお過ごしください。

Cedar Walker で法律相談

シーダ祭での「無料法律相談会」の開催をきっかけにはじまったこの連載。今回のテーマは…

リフォーム詐欺

先日、埼玉で一人暮らしをする92歳の祖母のところで、ちょっとしたトラブルがありました。突然家に来た業者さんから、床下を無料で点検すると言われ、点検をお願いしたそうです。すると、床下の痛みが激しく修理が必要だと言われました。祖母はよく分からないまま修理をお願いし、前金として2万円を支払ったそうです。

たまたま祖母の家を訪問した母が業者の姿を目撃し、祖母から事情を聞きました。母は、詐欺じゃないのと感じ取り、すぐに祖母の持っていた契約書の会社に電話をし、クーリングオフをすると伝えました。クーリングオフとは、私たち消費者が無条件で契約をなかったことにできるものです。そうした連絡をした直後に、先ほどの業者の男性が慌てて祖母の家に戻って来ました。そして、受け取った2万円は返すから、クーリングオフはしないでくれと玄関先で土下座して懇願したそうです。

祖母も母も事態がよく分からないまま、しかも土下座されたのに面食らってしまいました。そして、2万円を返してもらえらるならクーリングオフはしないと、これに応じ、その場は落ち着いたそうです。

しかし、ここで問題なのは、たとえ2万円を返してもらったとしても、あくまで契約は有効に残っているということです。クーリングオフをされなかったのを良いことに、クーリングオフ期間が過ぎたところで、業者から改めて支払いが請求されるということが十分にあり得ます。2万円の返金を受ければ、それですべてが無しになるとは思わないでください。契約をなかったことにするには、契約そのものを解約すると明確に相手に伝えることが必要です。

また、床下点検や、屋根の点検で注意が必要なのは、よく写真を見せられますが、それがまったく別の家の写真ということがよくあります。今回の件でも、祖母と母は業者さんから床下の腐った写真を見せられたそうです。それを見た母は「これがうちの床下かどうかなんて分からないじゃないの」と一喝したそうです。

いきなり業者が家を訪ねてくる訪問販売は、トラブルが絶えません。その場で決めるのではなく、一度日を改めて連絡する事がトラブル回避には有効です。

桜丘法律事務所 弁護士 金澤万里子
(電話) 03-3780-0991

(WEB) <http://www.sakuragaoka.gr.jp/>

リニューアルオープンしました



この度、1階ロビーの喫茶コーナーがリニューアルオープンしました。その名も『喫茶 桃の木』！メニューも新しくなり、オリジナルコーヒー、ストレートティー、グリーンティーの3種類からお選びいただけます。価格は変わらず1杯200円となっておりますので、ご注文の際はお気軽に事務室までお声掛けください。



知ってる！？
シーター・ウオーク

第1回 家族懇談会

2階編

テーマ
「ケアの関わり方」
について

2/22(日) 2階フロア利用者さんのご家族を対象に「家族懇談会」を開催しました。まずは、緊張の中、職員(ケアマネジャー・作業療法士・看護師・相談員・介護士)とご家族の相互で自己紹介を行いました。



第一部では、「ユマニチュード(優しさを伝えるケア技術)」を使った事例映像を通じて、ケアの関わり方をご紹介します。



ご家族の皆様からも、「とても参考になりました。是非試してみたいです」との声をいただきました。



介護用品(靴・ヒップパット・ベット等)の展示や紹介も行いました！！



第二部では、お茶とお菓子を食べながら、和やかな雰囲気の中で、家族懇談会を行いました。



現在、各ご家族が抱えている介護に関する体験談を、共有し共感する事で、不安や悩みの解消に繋がり、ご家族同士の交流を図る事も出来ました。



☆今回の懇談会を終えて、参加者の感想を紹介します！！

- 同じ思いを持った方々とお話できる事は、大変慰めになり心が安らぎました。
- 色々な皆様と話し合えてよかったです！1人ではないと実感できました。
- 同じような立場の方々がいらして、とても参考になりました。
- 皆さんのお話を伺って、皆さんも同じようなことを思ってたんだなと思い、とても安心しました。気持ちが楽になりました。

お忙しい中、ご参加いただいた8名のご家族の皆様、
ありがとうございました！！

